

学校法人行吉学園寄附行為

序 文

昭和 15 年 11 月、行吉国晴及び行吉哉女の創設にかかる神戸新装女学院を母体として、昭和 21 年 9 月、財団法人神戸新装女学院を設立し、今回学校法人行吉学園に組織を変更する。

昭和 26 年 1 月 13 日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人行吉学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目7番2号(神戸女子短期大学)に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

(1) 神戸女子大学

大学院	家政学研究科、文学研究科
家政学部	家政学科、管理栄養士養成課程
文学部	日本語日本文学科、 英語英米文学科、史学科、 教育学科、神戸国際教養学科
健康福祉学部	社会福祉学科、健康スポーツ栄養学科

(2) 神戸女子短期大学

幼児教育学科、総合生活学科、食物栄養学科

(3) 神戸女子大学附属高倉台幼稚園

第3章 役員

(役員)

第5条 この法人には次の役員を置き、その定数は次の通りとする。

(1) 理事 8人

(2) 監事 3人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 神戸女子大学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人

(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 3人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いた時は、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

4 役員は、有給とすることができる。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの学校法人の業務について、この学校法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2箇月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

・(理事会)

第15条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務室に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、20人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 評議員を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものうちから、理事会において選任した者 9人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人
- (4) 神戸女子大学教育後援会会長 1人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成して、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様である。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2箇月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2箇月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解 散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 文学科学大臣の解除命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の許可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定し

た学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務室に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、行吉学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

(1) この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	行 吉 国 晴
理 事	行 吉 哉 女
同	山 本 貞之助
理 事	木 本 常 吉
同	上 村 恵
監 事	高 木 登
同	武 本 清 一

(2) この寄附行為は、昭和54年6月13日から実施する。

(3) この寄附行為は、昭和59年3月19日から実施する。

(4) この寄附行為は、昭和61年3月18日から実施する。

(5) この寄附行為は、昭和63年12月22日から実施する。

(6) この寄附行為は、平成元年5月29日から実施する。

(7) 平成4年3月23日文部大臣許可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から実施する。

(8) この寄附行為は、文部大臣の許可の日（平成 7 年 12 月 22 日）から実施する。

(9) (施工期日)

平成 8 年 3 月 18 日文部大臣許可のこの寄附行為は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(神戸女子短期大学の初等教育科の存続に関する経過措置)

神戸女子短期大学の初等教育科は、改正後の寄附行為第 4 条 2 号の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日に当該学科に存学する者が当該学科に存学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(10) この寄附行為は、文部大臣の許可の日（平成 8 年 3 月 27 日）から施行する。

(11) この寄附行為は、文部大臣の許可の日（平成 10 年 6 月 26 日）から施行する。

(12) (施行期日)

平成 11 年 3 月 23 日文部大臣許可のこの寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(神戸女子大学瀬戸短期大学の英語科の存続に関する経過措置)

神戸女子大学瀬戸短期大学の英語科は、改正後の寄附行為第 4 条 3 号の規定にかかわらず平成 11 年 3 月 31 日に当該学科に存学する者が当該学科に存学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(13) この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日（平成 14 年 7 月 30 日）から施行する。

(14) この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日（平成 16 年 5 月 28 日）から施行する。

(15) この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日（平成 18 年 1 月 20 日）から施行する。

(16) この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(17) この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日（平成 18 年 7 月 21 日）から施行する。

(18) この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(神戸女子大学健康福祉学部健康福祉学科、神戸女子短期大学初等教育学科の存続に関する経過措置)

神戸女子大学健康福祉学部健康福祉学科、神戸女子短期大学初等教育学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(19) この寄附行為は、平成 23 年 12 月 21 日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 神戸女子大学</p> <p> 大学院 家政学研究科、文学研究科</p> <p> 家政学部 家政学科、管理栄養士養成課程</p> <p> 文学部 日本語日本文学科、</p> <p> 英語英米文学科、史学科、</p> <p> 教育学科、神戸国際教養学科</p> <p> 健康福祉学部 社会福祉学科、健康スポーツ</p> <p> 栄養学科</p> <p> <u>看護学部</u> <u>看護学科</u></p> <p>(2) 神戸女子短期大学</p> <p> 幼児教育学科、総合生活学科、食物栄養学科</p> <p>(3) 神戸女子大学附属高倉台幼稚園</p>	<p>(略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 神戸女子大学</p> <p> 大学院 家政学研究科、文学研究科</p> <p> 家政学部 家政学科、管理栄養士養成課程</p> <p> 文学部 日本語日本文学科、</p> <p> 英語英米文学科、史学科、</p> <p> 教育学科、神戸国際教養学科</p> <p> 健康福祉学部 社会福祉学科、健康スポーツ</p> <p> 栄養学科</p> <p> (新設)</p> <p>(2) 神戸女子短期大学</p> <p> 幼児教育学科、総合生活学科、食物栄養学科</p> <p>(3) 神戸女子大学附属高倉台幼稚園</p>
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>(20) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日</u></p> <p><u> (平成 年 月 日) から施行す</u></p> <p><u> る。</u></p>	<p>(略)</p>

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		平成25年度	開設年度の前年度 (平成26年度)	開設年度 (平成27年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
	校 地 (うち造成費)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	施 基 準 内		526,580	1,229,028	—	—	—	—	1,755,608
	設 基 準 外		—	—	—	—	—	—	—
	設 図 書		—	15,437	—	—	—	—	15,437
	備 教 具 具 品		38,420	122,912	86,246	25,514	—	—	273,092
	小 計		565,000	1,367,377	86,246	25,514	—	—	2,044,137
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			565,000	1,367,377	86,246	25,514	—	—	2,044,137

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	202,770 千円
		基 準 外	108,918 千円
	設 備	図 書	200,453 千円
		教具・校具・備品	6,469 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
預金・現金	2,044,137千円	平成25年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金から平成25年度に565,000千円(看護学部棟新築費 526,580千円、什器・家具費 38,420千円)を支出し、その残金8,444,943千円のうち、1,479,137千円を財源に充当する。
合 計	2,044,137千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	平 成 24 年 度 末 (開設年度から3年前の年度)	平 成 25 年 度 末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (平成26年3月31日)
一 基本財産		25,461,466千円	25,798,267千円	25,798,267千円
二 運用財産		11,458,015千円	11,040,094千円	11,040,094千円
三 負債額		3,024,911千円	2,726,571千円	2,726,571千円
1 固定負債		1,362,467千円	1,373,669千円	1,373,669千円
2 流動負債		1,662,444千円	1,352,902千円	1,352,902千円
四 基本財産+運用財産		36,919,481千円	36,838,360千円	36,838,360千円
五 純資産(四-三)		33,894,570千円	34,111,790千円	34,111,790千円

貸借対照表

平成26年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	32,357,362,145	32,120,562,051	236,800,094
有形固定資産	25,798,266,527	25,461,466,433	336,800,094
その他の固定資産	6,559,095,618	6,659,095,618	▲ 100,000,000
流動資産	4,480,998,226	4,798,919,257	▲ 317,921,031
資産の部合計	36,838,360,371	36,919,481,308	▲ 81,120,937
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	1,373,668,807	1,362,466,653	11,202,154
流動負債	1,352,901,829	1,662,444,436	▲ 309,542,607
負債の部合計	2,726,570,636	3,024,911,089	▲ 298,340,453
基本金の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
第1号基本金	42,180,496,139	41,104,612,562	1,075,883,577
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	399,000,000	399,000,000	0
基本金の部合計	42,579,496,139	41,503,612,562	1,075,883,577
消費収支差額の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
翌年度繰越消費支出超過額	8,467,706,404	7,609,042,343	858,664,061
消費収支差額の部合計	▲ 8,467,706,404	▲ 7,609,042,343	▲ 858,664,061
科 目	本年度末	前年度末	増 減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	36,838,360,371	36,919,481,308	▲ 81,120,937

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書
事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成25年度 (開設前々年度)	看護学部棟の建設	鉄筋コンクリート造5階建 7,506.24㎡ 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目7番2号	平成26年3月着工 平成27年2月完成予定	
	看護学部設置に係る 教具、校具、備品の購入	什器一式	平成27年3月 納品予定	
平成26年度 (開設前年度)	看護学部設置に係る 教具、校具、備品の購入	IT機器一式、実験実習関係備品一式	平成27年3月 納品予定	
	須磨キャンパスB館	熱源更新工事	平成26年4月着工 平成26年5月末完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパスE館 (図書館)	高圧受電設備更新工事	平成26年7月着工 平成26年10月末完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	須磨キャンパスG館他 (体育館)	トイレ洋式化工事	平成26年7月着工 平成26年10月末完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	ポートアイランドキャンパス施設整備	鉄骨鉄筋コンクリート造改修 約2,500㎡ 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目7番2号	平成26年7月着工 平成27年3月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	ポートアイランドキャンパスAB館	防災設備監視盤更新	平成26年7月着工 平成26年12月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	看護学部設置に係る 図書等の購入	図書 3200冊、視聴覚資料 83点	平成27年3月 納品予定	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成27年度	須磨キャンパス ポートアイランドキャンパス	ネットワーク機器更新	平成27年8月着工 平成27年10月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	須磨キャンパス LL教室 A館304、A307	パソコン機器更新	平成27年8月着工 平成27年10月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパスM館	空調設備(ポンプ・CT)更新工事	平成27年4月着工 平成27年9月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	ポートアイランドキャンパスA・B館	エレベーターリニューアル工事及び 蛍光灯器具更新工事	平成27年5月着工 平成27年6月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	ポートアイランドキャンパスC館	高圧受電設備更新工事	平成27年8月着工 平成27年9月完成予定	神戸女子大学 健康福祉学部専用
	看護学部設置に係る 教具、校具、備品の購入	IT機器一式、実験実習関係備品一式	平成27年8月 納品予定	
平成28年度	須磨キャンパス ポートアイランドキャンパス	ネットワーク機器更新	平成28年8月着工 平成28年10月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	須磨キャンパスM館204	パソコン機器更新	平成28年8月着工 平成28年10月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパスM館	空調設備(EHP)更新工事	平成28年7月着工 平成28年10月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパスG館 (体育館)	屋根防水外壁改修工事	平成28年5月着工 平成28年7月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	ポートアイランドキャンパスA・B館	高圧受電設備更新工事	平成28年8月着工 平成28年9月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	看護学部設置に係る 教具、校具、備品の購入	IT機器一式、実験実習関係備品一式	平成28年8月 納品予定	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成29年度	須磨キャンパス ポートアイランドキャンパス	ネットワーク機器更新	平成29年8月着工 平成29年10月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	須磨キャンパスA館310	パソコン機器更新	平成29年8月着工 平成29年10月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパスM館	外壁改修工事	平成29年7月着工 平成29年10月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパスE館 (図書館)	空調設備(EHP)更新工事 及び照明器具更新	平成29年5月着工 平成29年10月末完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	ポートアイランドキャンパスA・B館	エレベーターリニューアル工事	平成29年8月着工 平成29年9月完成予定	神戸女子短期大学
平成30年度	須磨キャンパス ポートアイランドキャンパス	ネットワーク機器更新	平成30年8月着工 平成30年10月完成予定	神戸女子大学 神戸女子短期大学共用
	須磨キャンパスM館203	パソコン機器更新	平成30年8月着工 平成30年10月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパスG館 (体育館)	熱源更新工事	平成30年5月着工 平成30年6月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用
	須磨キャンパス食堂棟	照明器具更新工事	平成30年8月着工 平成30年9月完成予定	神戸女子大学 文学部及び 家政学部共用

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	平成28年度	平成29年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		152,000	284,000	416,000	554,280
手数料収入		12,000	12,000	12,000	12,000
寄付金収入		0	0	0	1,600
補助金収入		0	0	0	0
資産運用収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
事業収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金収入		0	0	0	0
前受金収入		90,000	90,000	90,000	90,000
その他収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 90,000	△ 90,000	△ 90,000	△ 90,000
前年度繰越支払資金		90,000	△ 114,899	△ 252,864	△ 293,786
収入の部合計		254,000	181,101	175,136	274,094

(支出の部)

科 目	年 度	開 設 年 度	平成28年度	平成29年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		223,640	318,360	346,080	359,280
教育研究経費支出		48,159	76,605	108,342	138,926
管理経費支出		3,500	4,500	5,000	5,000
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		95,600	35,000	10,000	10,000
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	2,000	2,500	3,000
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		△ 2,000	△ 2,500	△ 3,000	△ 3,500
次年度繰越支払資金		△ 114,899	△ 252,864	△ 293,786	△ 238,612
支出の部合計		254,000	181,101	175,136	274,094

様式第10号その2(第12条関係)

消費収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	平成28年度	平成29年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金		152,000	284,000	416,000	554,280
手数料		12,000	12,000	12,000	12,000
寄付金		0	0	0	1,600
補助金		0	0	0	0
資産運用収入		0	0	0	0
資産売却差額		0	0	0	0
事業収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
帰属収入合計		164,000	296,000	428,000	567,880
基本金組入額		△ 95,600	△ 35,000	△ 10,000	△ 10,000
消費収入の部合計		68,400	261,000	418,000	557,880

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	平成28年度	平成29年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費		223,640	318,360	346,080	359,280
教育研究経費		110,859	139,305	171,042	201,626
管理経費		3,500	4,500	5,000	5,000
借入金等利息		0	0	0	0
資産処分差額		0	0	0	0
徴収不能引当金繰入額		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
消費支出の部合計		337,999	462,165	522,122	565,906
収支の差額		△ 269,599	△ 201,165	△ 104,122	△ 8,026